平成２１年（フ）第１９１号
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目３番11号
債務者　蔦原　優子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２１年（フ）第８０１号
宮城県多賀城市城南１丁目１番７号テラスハウス城南Ｂ
債務者　沼澤　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第９２４号
仙台市泉区上谷刈１丁目２番10号　第２及川荘207
債務者　田中　笑子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第９４７号
仙台市宮城野区栄５丁目16番12号
債務者　村松　恭平
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１０１２号
仙台市太白区袋原字台50番地の１　レオパレスクリスタルガーデン108
債務者　栗林　洋枝
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１０１９号
仙台市青葉区北根黒松２番30―506号
債務者　布川　康子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第８６号
宮城県白石市緑が丘２番１―505号
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第９１号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目22番３号
債務者　武藤　朱実
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第４６号
宮城県遠田郡美里町北浦字天王筒149番地１　シャルマン恵103号
債務者　高橋　瑞夫
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２１年（フ）第１４６号
宮城県遠田郡美里町二郷字慶半43番地２
債務者　佐々木徳明
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２１年（フ）第１５５号
宮城県大崎市古川米倉字上屋敷79番地５
債務者　高橋　静江
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２１年（フ）第２６６号
秋田市下北手柳館字前田面134番地　秋田ワークセンター
債務者　佐藤　春次
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２８５号
秋田県潟上市天王字持谷地58番地44
債務者　目黒　隼人
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２８６号
秋田県潟上市天王字持谷地58番地44
債務者　目黒真知子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第８４号
茨城県取手市双葉１丁目35番14号
債務者　関口　淑斤
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２１年（フ）第８５号
茨城県守谷市松並1788番地の９
債務者　山中　千寿
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２１年（フ）第９１号
茨城県龍ケ崎市八代町3269番地
債務者　山﨑久仁雄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係